「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に 基づく同法の抜本的改正」を求める意見書

特定商取引法(以下「特商法」という。)の2016(平成28)年 改正の際、附則においていわゆる5年後見直しが定められた。2022 (令和4)年12月に同改正法の施行から5年の経過を迎える。

令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談については、65歳以上の高齢者の相談の割合は65歳未満の割合の2倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている(令和4年版消費者白書)。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022(令和4)年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの消費者被害に対処するため、政府及び国会は、次の事項について特定商取引法の改正を行うよう求める。

記

- 1. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政 規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者は SNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求 できる制度を導入すること。
- 2. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年(2023年)6月26日

内閣総理大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全) 衆・参両院議長

各あて